

第2章 環境への負荷が少ない循環型社会広島

～持続可能な社会システムの構築～

1 循環型社会の構築

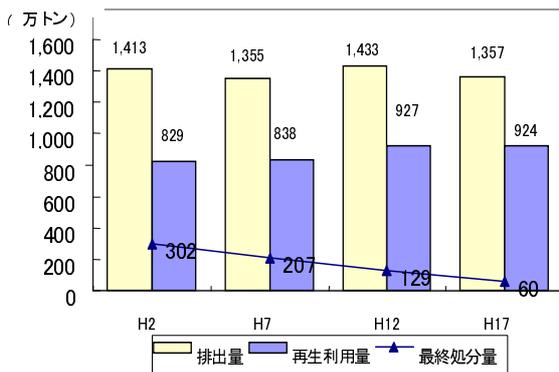
現状

1 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

一般廃棄物の排出量は、平成14年度から減少に転じていますが、なお、年間100万トン以上の排出量がある状況です。

また、産業廃棄物の排出量は、概ね年間1,400万トン前後で推移しています。

産業廃棄物排出量の推移



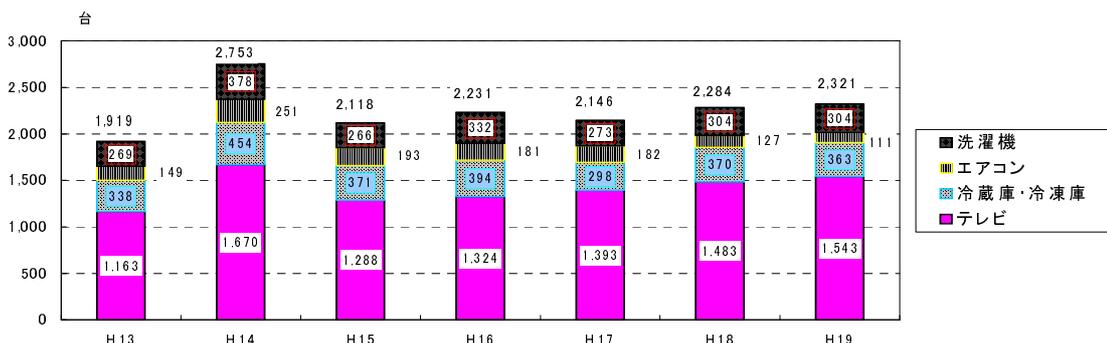
資料：県産業廃棄物対策課

2 廃棄物適正処理の推進

廃棄物が適正に処理されるよう、効率的な施設の整備を図るとともに、優良な処理事業者の育成に努める必要があります。

また、廃棄物処理法の規制強化、最終処分場の逼迫、廃棄物処理費用の増加、各種リサイクル法の施行などにより不法投棄等の不適正処理の増加が懸念されることから、施設への立入検査や不法投棄・不適正処理の防止に積極的に取り組む必要があります。

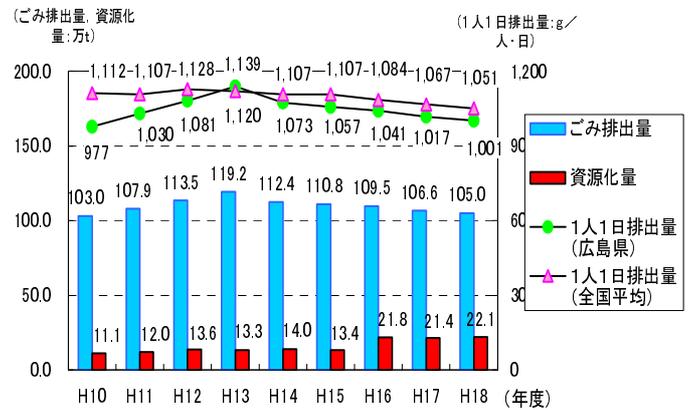
品目別 家電リサイクル法対象4品目不法投棄台数



※冷凍庫は、16年4月から対象

資料：県循環型社会課

一般廃棄物排出量及び1人1日排出量

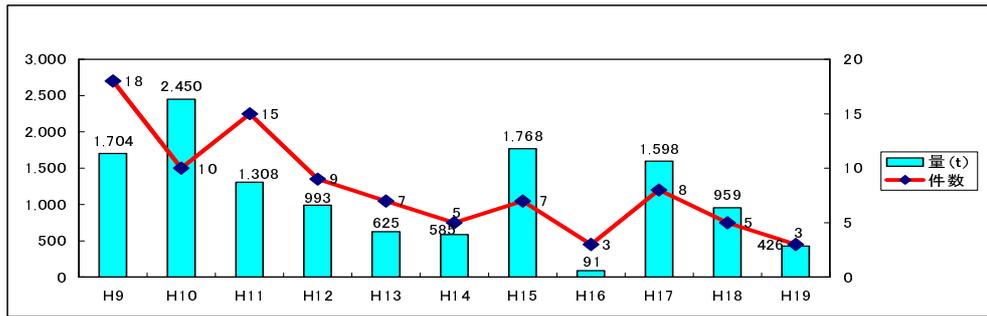


資料：県循環型社会課

一般廃棄物、産業廃棄物ともに、各種リサイクル法の整備などを背景にリサイクルに対する着実な取組がなされており、一般廃棄物の資源化量、産業廃棄物の再生利用量ともに増加傾向にあります。

しかし、廃棄物の多様化が進み、処理困難なものも増えているため、廃棄物の排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）などの取組を、さらに強化する必要があります。

産業廃棄物不法投棄発生状況（投棄量10トン以上の事案）



資料：県産業廃棄物対策課

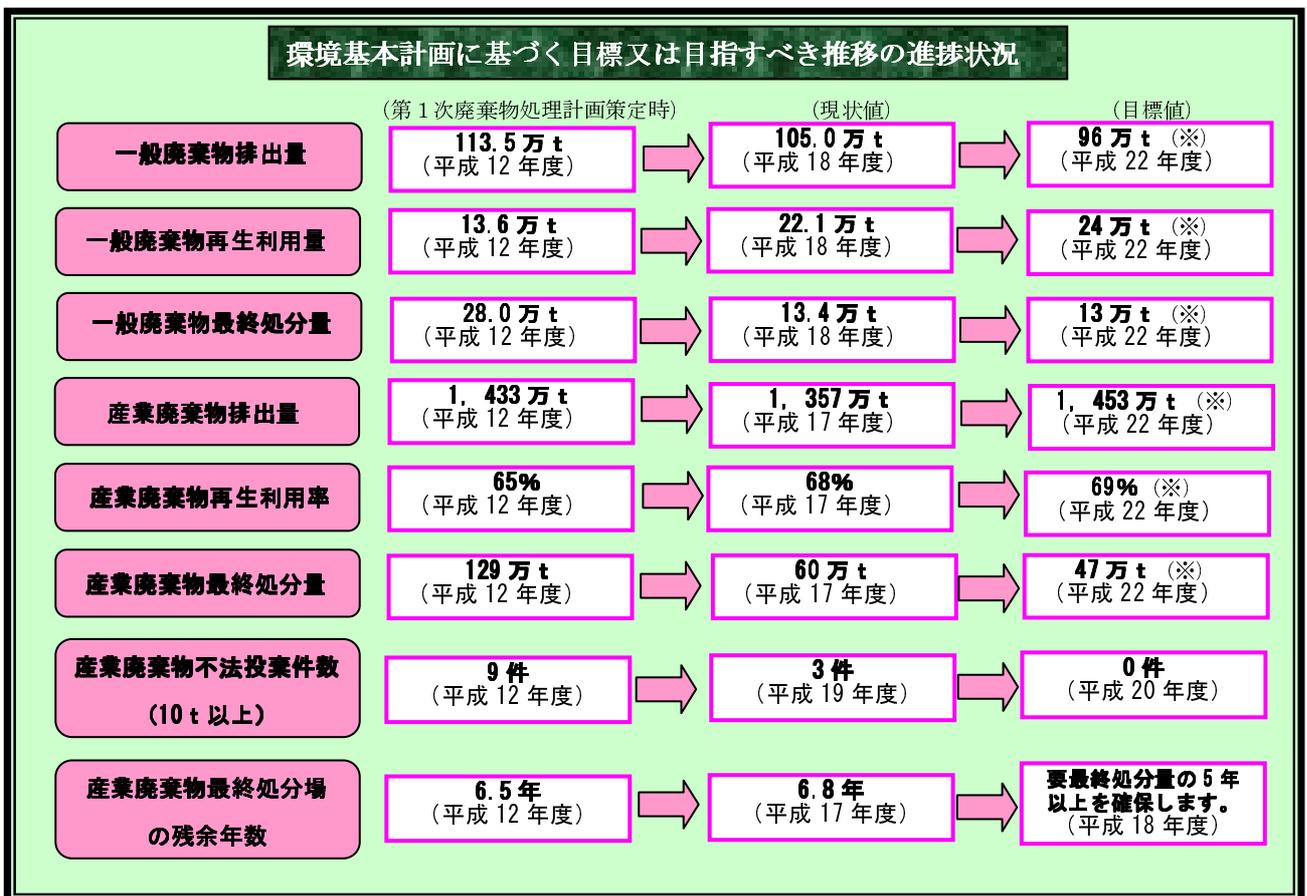
また、一般廃棄物、産業廃棄物ともに、最終処分場の残余容量はひっ迫した状況（特に産業廃棄物の最終処分場の残余年数は約7年）にあることから、公共関与も含めた新規埋立処分場の整備等により最終処分場を確保する必要があります。

3 健全な水循環の確保

近年の都市への急速な人口・産業の集中と過疎化の進行、産業構造やライフスタイルなどの社会変化を背景として水循環が急激に変化したことにより、河川流量や雨水浸透量の減少、湧水の枯渇、水質汚濁、生態系への影響などの諸問題が生じています。

その解決策として、それぞれの地点における汚濁負荷の低減を通じて環境の保全を図る「場の視点」による取組や、水源となる森林から海に至る河川の流域を一体的な水循環系として捉える「流れの視点」に基づいて、河川流量や地下浸透量の保全等を図る取組が不可欠です。

あわせて、家庭や工場・事業場における水の合理的・循環的な利用をさらに進めていく必要があります。



(注) 目標値(※)は、第2次廃棄物処理計画における減量化目標です。

施策の展開

1 循環型社会の構築を目指した3R〔リデュース（排出抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用・熱回収）〕の推進

(1) 総合的・計画的な取組の推進

- 第2次廃棄物処理計画に基づき、生産・流通・消費・廃棄に関わるすべての主体が、適切な役割分担と責任のもと、協働・連携して廃棄物問題に取り組むことにより、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムから循環型社会への転換を図ります。

(2) 排出抑制（リデュース）の推進

- 県民に対しては、廃棄物の発生が少ないライフスタイルの確立に向け、幅広い広報・啓発活動を実施し、使用済み製品の再使用、使い捨て製品の使用自粛、過剰包装の辞退、資源ごみの分別収集等の取組を促進します。
- 事業者に対しては、使い捨て製品の製造販売や過剰包装の自粛、リサイクルしやすい製品の開発、再生資源の利用についての働きかけを行います。
- 平成15年4月から導入した「産業廃棄物埋立税」により、産業廃棄物の継続的な排出抑制を促すとともに、その税収により、リサイクルの推進や産業廃棄物の抑制などの幅広い施策を推進します。



「ごみダイエット」パンフレット

(3) 再使用（リユース）・再生利用・熱回収（リサイクル）の推進



広島県登録リサイクル製品

「広島県登録リサイクル製品」登録マーク

- リサイクル資源の利用拡大のため、市町が行うごみの分別収集や資源化などの取組に対し助言・支援を行ったり、焼却灰等の土木資材等への活用、リサイクル製品の登録などを行います。
- 廃棄物を資源化するための実用的な技術開発を推進したり、県内事業者がリサイクル技術等の開発や実用化等を行う際の助成制度を充実させます。
- 産学官の連携や、同業種・異業種における事業者間連携を促進し、環境関連の技術開発を促進します。
- 「家電リサイクル法」など各種リサイクル法の周知等を徹底するとともに、関係機関や県民等が連携した取組への指導・支援等を推進します。
- 再生利用が困難な廃棄物をエネルギーとして活用することにより、化石燃料の使用量を抑制します。
- ごみ焼却施設の整備に当たっては、廃熱を有効利用する廃棄物発電や新技術の導入により、可能な限り電気や熱などのエネルギーとして熱回収を促進します。

2 ■ 不法投棄の防止など適正処理の推進、優良な処理事業者の育成
■ 最終処分場の確保

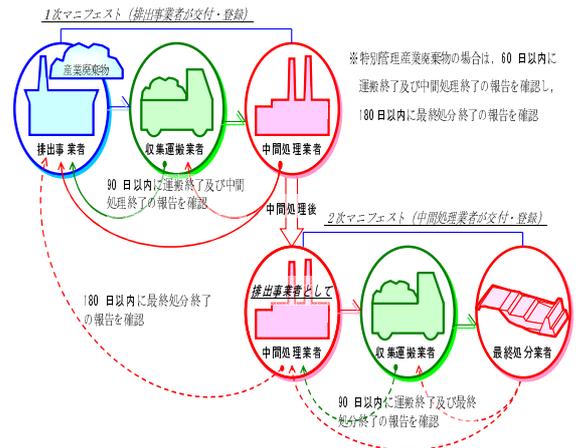
(1) 廃棄物処理の安全性の向上

① 市町に対する支援

- 一般廃棄物の適正処理を推進するため、市町等のし尿・ごみ処理施設等の適正な運営や環境保全に関する助言、施設整備に対する適切な支援を行います。

② 産業廃棄物排出事業者・処理業者に対する指導

- 産業廃棄物排出事業者及び処理業者に対する計画的な立入検査を実施し、産業廃棄物を委託して処理する際の委託契約の締結や、マニフェスト制度の徹底を周知し、産業廃棄物の適正処理を指導します。
- 近年開発された計測技術を用いて、産業廃棄物最終処分場の面積及び埋立容量を定期的に監視します。
- ダイオキシン類の発生源である産業廃棄物焼却施設の設置者に、構造基準、維持管理基準の遵守を徹底させるとともに、ダイオキシン恒久基準への適合状況を継続的に監視します。



産業廃棄物管理票（マニフェスト）の流れ

- PCB（カネミ油症事件の原因となった有害物質）廃棄物、感染性廃棄物などの有害な産業廃棄物の適正処理を推進します。
- 産業廃棄物の処理に関する情報の開示を推進し、優良な産業廃棄物処理業者の育成を図るとともに、産業廃棄物処理業者の団体の活動に対して支援を行い、業界全体の健全な発展を促進します。

(2) 不法投棄防止対策の推進

- 県の組織体制の充実を図るとともに、「不法投棄110番・ファックス」（TEL,FAX：082-211-5374）による情報収集や、車両、ヘリコプター及び船舶を使用したパトロールの実施など、市町、警察署、郵便局、地域住民等との連携により監視体制を強化し、不法投棄の未然防止に努めます。
- 市町が行う監視機器や防止設備の設置、監視体制の強化等の取組に対し必要な支援を行います。



山林でのがれき類の不法投棄の状況

(3) 最終処分場の確保

- 最終処分場設置者と地域住民とのコミュニケーションが円滑に図られるよう調整を行います。
- 最終処分場の設置の円滑化を図るため、周辺的环境保全整備に対する支援方策を検討します。
- 廃棄物処理施設の設置をめぐる紛争や「廃棄物処理法」の規制強化などにより廃棄物最終処分場の確保が困難になっていることから、広島市出島地区及び福山市箕沖地区の2地区において公共関与による新規廃棄物処分場の整備を推進することとしています。

3 ■ 河川の流域を一体的な水循環系として捉えた保全・再生の推進

■ 水源林造成、雨水地下浸透促進施設等の整備推進

(1) 河川の流域における水循環の一体的な保全・再生

- 河川の流域を一体的な水循環系として捉え、これを保全・再生する取組を推進します。

(2) 雨水等の地下浸透の推進

- 透水性舗装、貯留浸透型の雨水排水設備など、雨水の地下浸透を促す施設等の整備を推進します。

(3) 水源林造成の推進

- これまで「水源の森」に指定したダム上流域等の森林を対象に、市町や企業等の協力を得て、上下流域が一体となった県民参加による水源林の造成を推進します。
- 水資源の確保を図るため、森林の有する水源かん養機能を高度に発揮させる上で重要な役割を果たす水源かん養保安林等について、適正な保全・管理を推進します。



企業等の協力による水源林造成事業（東広島市）